平成３０年（フ）第３９号
大阪府羽曳野市古市４丁目１番７号
債務者　出水　佑典
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
大阪府藤井寺市小山２丁目６番１―504号
債務者　橋口美奈こと　ＣＨＩＡＮＧ　ＨＵＩ　ＣＨＩＮ　江　　惠琴
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
堺市西区上486番地５
債務者　土師　章利
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
堺市北区中百舌鳥町５丁794番地１　フレグランス401号、前住所堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥６号棟805号室
債務者　中辻　政行
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
堺市西区堀上緑町１丁７番61―504号
債務者　河嵜　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目５番18号
債務者　岩﨑　　香
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
堺市堺区向陵東町１丁７番19号　大空マンション２Ｆ７号
債務者　武田　真一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
堺市南区鴨谷台３丁２番２―102号
債務者　坂口満智子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
堺市南区和田東298番地２　サニーガーデン105号、前住所堺市南区三原台２丁７番１―126号
債務者　髙田　昌典
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
大阪府河内長野市汐の宮町９番６―101号
債務者　黒瀬　　徹
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
堺市南区三原台３丁１番16―1009号
債務者　北　　英子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
大阪府富田林市須賀２丁目18番11号
債務者　福田美代子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
堺市北区新金岡町３丁３番21―208号
債務者　尾崎　高志
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７６号
千葉県勝浦市勝浦280―４　シーフレア勝浦607、住民票上の住所千葉県木更津市祇園２丁目25番５号
破産者　入江　秀治
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５１６号
神奈川県相模原市中央区田名3221番地の５
破産者　有限会社白坂工務店
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１８号
（最後の住所）神奈川県厚木市山際146番地１　フ・ミール小平102
破産者　亡白坂キヨ相続財産
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９２号
松江市東出雲町下意東722番地４
破産者　永島　従則
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０９号
札幌市北区北33条西７丁目２番１―112号
破産者　株式会社ＭＩＲＡＩ’Ｓ
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部